労働衛生研究助成事業規程

制定２０２０年１０月７日
改訂２０２５年2月１７日

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人酒井CHS振興財団（以下「財団」という。）が、その公益目的事業として行う労働衛生研究助成事業（以下「本事業」という。）について定める。

２　本事業は、労働衛生に関する研究を行う団体等への資金援助を行うことにより、日本の科学技術の発展及び”クリーン、ヘルス、セーフティ”な未来の実現に寄与することを目的とする。

（研究公募）

第２条　財団は、労働衛生に関する研究（以下「研究」という。）を助成する年度の前年度に当該研究を公募するものとする。

（研究助成の申請）

第３条　研究助成の申請をしようとする者（個人又は共同研究グループの場合は代表者をいう。以下「申請者」という。）は、当該研究の助成に係る年度の前年度の財団が指定する日までに、「労働衛生研究助成申請書」（様式第１号）を財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

（研究の選考）

第４条　財団は、労働衛生研究選考委員会（以下「研究選考委員会」という。）を設置し、また、研究選考委員会は、応募のあった研究計画の審査・選考を行い、その結果を理事長に報告するものとする。

２　研究選考委員会の規則は、別に定める。

３　第１項の選考のための基準は、別に定める。

（助成の対象）

第５条　助成の対象となる研究は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

一　研究の成果が、労働者の健康で快適な労働環境の実現及び労働者の健康の確保・増進により労働衛生水準の向上に役立つと認められるものであること。

二　研究の成果が、限られた個人、団体等の利益とならないものであること。

三　研究が当該年度の末日までに完了する単年度研究（以下「単年度研究」という。）、又は、研究が当該年度の翌年度末までに完了する２年間の研究（以下「２年研究」という。）であること。

四　本助成金が他の研究費用の一部に充当されるものではなく、本助成金による研究の成果が得られるものであること。大規模研究、継続研究等に充当する場合においては、本助成金が用いられる研究対象が明確であること。

五　研究の成果が財団において公表できるものであること。

六　研究を実施するに当たり、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省及び厚生労働省）に照らし、倫理審査が必要な場合は、応募の前又は研究開始の前までに、所属施設、関連学会等の倫理審査委員会において研究計画書の審査を受け、承認を得ること。

七　利益相反が懸念される研究計画については、あらかじめ申請者が所属施設等に設置された利益相反に関する委員会の承認を得る等の配慮がなされていること。

（採用等の決定及び通知）

第６条　理事長は、第４条第1項の研究選考委員会における審査・選考の結果報告を踏まえて研究計画の採用又は不採用の決定を行い、速やかにその旨を「労働衛生研究助成決定通知書」（様式第２号）又は「労働衛生研究助成不決定通知書」（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の額）

第７条　財団が申請者に支払う研究費（以下「助成金」という。）の額は、単年度研究、２年研究ともに１つの申請に対して１００万円を限度とする。

（助成金の交付）

第８条　申請者は、助成決定通知書の受領後、速やかに「労働衛生研究助成金振込先通知」（様式第４号。以下「振込先通知」という。）を理事長に提出するものとする。

２　理事長は、前項の振込先通知の提出があったときは、遅滞なく申請者に対し助成金を交付するものとする。なお、支給方法は、原則として、振込とする。

（研究の実施等）

第９条　申請者は、計画に従い、誠実に研究を実施しなければならない。

２　申請者は、単年度研究については４月１日から翌年３月３１日までの間に、２年研究については４月１日から翌々年３月３１日までの間に、助成金を適正に使用しなければならない。

（助成金の使途）

第１０条　助成金は、研究計画の遂行に必要な経費として、次の各号に掲げる用途に使用できるものとする。

一　謝金
二　旅費
三　印刷費
四　通信運搬費
五　会議費
六　賃金（アルバイト等に係るものに限る。）
七　消耗品費
八　その他、研究計画の遂行に必要な経費

２　助成金は、次の各号に掲げる用途に使用できないものとする。

一　人件費（前項第一号及び第六号に掲げるものを除く。）
二　当該研究以外に転用可能な設備若しくは機器の購入又は製造の経費
三　研究計画の遂行中に生じた事故又は災害の処理のための経費

（研究実績の報告）

第１１条　申請者は、研究が終了した日から１月以内又は翌年度の４月２０日までのいずれか早い日までに、労働衛生研究実績報告書（様式第５号。以下「実績報告書」という。）を理事長に提

出するものとする。

２　２年研究の申請者は、研究の経過及び今後の見通し等を記載した「労働衛生研究中間報告書」（様式第９号。以下「中間報告書」という。）を１年目の１月末日までに理事長に提出するものとする。

（研究結果の評価等）

第１２条　研究選考委員会は、研究結果が本事業の趣旨に沿う研究の成果を挙げているか否か等を評価するものとする。

２　前項の評価のための基準は、別に定める。

３　財団は、本事業の趣旨に沿う研究の成果が挙げられていると評価された研究をホームページにて公表するものとする。

４　申請者は、研究結果を学会等で発表し、又は論文として公表する場合、その旨を事前に文書により財団あてに連絡するものとする。また、当該論文等の中に、財団の助成を受けた研究である旨を明記するものとする。

５　研究選考委員会は、中間報告書の内容を確認し、必要な場合は申請者へ意見を通知することができる。

（研究計画の変更）

第１３条　申請者は、次の各号の一に該当する場合は、「労働衛生研究計画変更届」（様式第６号。以下「計画変更届」という。）を速やかに理事長に提出し、承認を受けなければならない。

一　疾病その他やむを得ない事情により研究の実施又は継続が困難となったとき。

二　合理的な事由により研究計画の一部を変更する必要が生じたとき。

２　理事長は、前項の計画変更届に基づき必要があると判断したときは、申請者の研究の変更を認め「労働衛生研究計画変更承認通知書」（様式第７号）により、申請者に通知することができる。

（調査等）

第１４条　理事長は、本事業の適正な運用を期するため必要があると認めるときは、いつでも申請者に対して報告を求め、財団の職員に研究に係る経費内容若しくは第１８条に掲げる書類その他関係書類を調査させ、又は必要な指示を行うことができる。

２　申請者は、前項の報告、調査又は指示に誠実に対応し、必要な説明責任を果たさなければならない。共同研究者がいる場合は、必要に応じて申請者に対し、報告、対応又は説明について協力するものとする。

（取消又は変更）

第１５条　理事長は、次の場合には研究助成の全部若しくは一部を取り消し、又は一部の変更を求めることができる。

一　理事長が前条第１項の報告、調査又は指示に基づき必要があると認めるとき。

二　申請者が第１３条第１項各号に掲げる事由がなく、研究を途中で中断し、又は中止したとき。

２　理事長は、前項の規定により研究助成の全部又は一部を取り消したときは、「労働衛生研究

助成決定取消し通知書」（様式第８号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（助成金の返還請求）

第１６条　理事長は、第１３条第１項若しくは前条第１項の規定により助成金に差額が生ずる変更又は前条第1項の規定による研究助成の全部若しくは一部の取消をしたときは、申請者に対し期限を指定してその差額又は取消相当額の返還を請求するものとする。

２　理事長は、申請者が第１４条第１項に基づく報告、調査若しくは指示に応じず、又は当該報告、調査結果若しくは実績報告書の内容が事実と異なることが判明した場合には、適正な支出であることが明らかにされなかった助成金の返還を請求するものとする。

（助成金の返還）

第１７条　申請者は、前条の規定による請求を受けたときは、指定期限までに助成金の返還を行わなければならない。

２　申請者は、助成金支出額の合計が「労働衛生研究助成決定通知書（様式第２号）」に記載の助成金の額よりも少なくなるときは、その差額を精算額として財団に返還するものとする。

（経理）

第１８条　申請者は、助成金の使途内容を助成金以外で使用した経費と区別して明確に経理するとともに、証拠書類を備えなければならない。

附 則

この規程は、２０２０年１０月７日から施行する。

この規程は、２０２５年　４月１日から施行する。

（様式第１号）

年度 労働衛生研究助成申請書

年　　月　　日

公益財団法人　酒井ＣＨＳ振興財団
理　事　長　　村木　厚子　　殿

申請者
氏　名　　㊞

貴財団の労働衛生研究助成事業規程の遵守を誓約し、労働衛生研究の助成を下記のとおり申請します。

記

１　研究の課題名

２　研究の期間（　単年度研究　・　２年研究　）（注：いずれかを○で囲む）

年　　月　　日～　　年　　月　　日

３　研究計画の概要‥‥‥

5　申請者の氏名・勤務先・略歴・業績

フリガナ		
氏　名		
生　年　月　日		年　月　日
自宅	住所	〒
	電話番号	－　　－
勤務先等	名称	
	職名・所属等	
	所在地	〒
	電話番号・内線	－　　－　　内線
メール・アドレス		
略　　歴		
過去の研究実績（論文・研究発表等 10個以内）		

6　共同研究者の氏名・勤務先・分担内容等

氏　　名	勤務先等の名称・ 職名・所属等	過去の研究実績	研究の分担内容

7　この研究に関する連絡先

郵便物の宛先 電話･FAX E-mailの宛先	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名
	住　所　（〒　　－　　）
	ＴＥＬ：
	ＦＡＸ：
	E-mail：

別紙１　研究計画の概要

(1)　研究を計画するに至った経緯（問題の所在）及び研究の目的

(2)　研究の内容と方法

(3)　期待される成果

倫理面への配慮（倫理審査委員会又は利益相反に関する委員会で承認を得ている場合は、委員会設置者、委員会名及び受付番号を記入してください。）

利益相反（COI）開示（本研究に関連する経済的な利益関係の有無を記載してください。）

記入上の留意事項
・図、表を含み、概ねA4版2枚程度で記述して下さい。
・「募集のご案内」の4に示されている「審査の視点」の（１）～（５）各項目についても合わせて記述して下さい。

別紙２　研究助成金の申請額の内訳

経 費 の 種 類	申請額（円）	積 算 の 内 訳 （品 目、単価、員数等）
① 謝金		
② 旅費		
③ 印刷費		
④ 通信運搬費		
⑤ 消耗品費		
⑥ 会議費		
⑦ 賃金（アルバイト等に係るものに限る）		
⑧ その他研究計画の遂行に必要な経費		
合　　計		

〔注１〕助成金申請額の支出の内訳を記載してください。
〔注２〕「合計」欄は様式１号の記の４「助成金申請額」の金額と一致します。
〔注３〕人件費、当該研究以外に転用可能な設備若しくは機器の購入又は製造の経費及び研究計画の遂行中に生じた事故又は災害の処理のための経費は助成金から支出できません。

（様式第２号－１）

酒振発　第　　号
年　　月　　日

申請者
様

公益財団法人　酒井CHS振興財団
理事長　氏　　名

年度　労働衛生研究助成決定通知書

先般貴殿より提出されました「　　年度　労働衛生研究助成申請書」に係る下記１の研究については、当財団の労働衛生研究選考委員会における慎重な審査・選考の結果を踏まえて下記２以下の条件により助成金を交付します。

記

１　研究の課題名

２　助成金の額　　円

３　研究の対象期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（単年度研究）

４　研究の内容
先般提出された助成申請書の「３　研究計画の概要」記載の内容となります。

５　報告書の提出期限
「労働衛生研究実績報告書」（規程様式第5号）の提出期限は、研究が終了した日から１か月以内又は　　年４月２０日までのいずれか早い日とします。

（６　労働衛生研究選考委員会における意見）

７　連絡事項
①労働衛生研究助成金振込先通知（様式第４号）を提出して下さい。
②申請時に記載した経費の変更は認められません。
③謝金を使用した場合には、使用目的と内容を具体的かつ明確に記述した書面を添付して下さい。

（様式第２号－２）

酒振発　第　　号
年　　月　　日

申請者
様

公益財団法人　酒井CHS振興財団
理事長　氏　　名

年度　労働衛生研究助成決定通知書

先般貴殿より提出されました「　　年度　労働衛生研究助成申請書」に係る下記１の研究については、当財団の労働衛生研究選考委員会における慎重な審査・選考の結果を踏まえて下記２以下の条件により助成金を交付します。

記

１　研究の課題名

２　助成金の額　　円

３　研究の対象期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（２年研究）

４　研究の内容
先般提出された助成申請書の「３　研究計画の概要」記載の内容となります。

５　報告書の提出期限
「労働衛生研究中間報告書」（規程様式第9号）の提出期限は、　　年１月３０日までとします。
「労働衛生研究実績報告書」（規程様式第5号）の提出期限は、研究が終了した日から１か月以内又は　　年４月２０日までのいずれか早い日とします。

（６　労働衛生研究選考委員会における意見）

７　連絡事項
①労働衛生研究助成金振込先通知（様式第４号）を提出して下さい。
②申請時に記載した経費の変更は認められません。
③謝金を使用した場合には、使用目的と内容を具体的かつ明確に記述した書面を添付して下さい。

（様式第３号）

酒振発　第　　号
年　　月　　日

申請者
様

公益財団法人　酒井CHS振興財団
理事長　氏　　名

年度　労働衛生研究助成不決定通知書

先般は、労働衛生研究助成についてご応募ありがとうございました。

当財団としましては、応募の方々のご期待にできる限りお応えしたいところですが、何分にも、限られた助成金に対し多数の応募があり、当財団の労働衛生研究選考委員会において慎重な審査・選考の結果、残念ながら、貴殿から申請された下記の研究については、ご希望に沿うことができませんでした。

何卒、ご理解を賜ります様お願いいたします。

末尾ながら、労働衛生研究における貴殿の益々のご活躍をご祈念申し上げます。

記

研究の課題名：

（様式第４号）

年度 労働衛生研究助成金振込先通知

年　　月　　日

公益財団法人 酒井ＣＨＳ振興財団
理 事 長　　村木　厚子　殿

研究者住所

研究者氏名　　㊞

年　月　日付け「労働衛生研究助成申請書」による助成金の振込先は以下の通りです。

記

金　　額：　　円

払 込 口 座：　　銀行　　支店

口 座 区 分：普通預金・当座預金　（該当するものに○を付けてください。）

口 座 番 号：

フ リ ガ ナ
口 座 名 義：

（様式第５号）

年度 労働衛生研究実績報告書

年　　月　　日

公益財団法人 酒井ＣＨＳ振興財団
理 事 長　　村木　厚子　殿

研究者氏名　　㊞

年度労働衛生研究結果及び精算について、下記のとおり報告します。

なお、記載、押印した実績報告書の原本一式（他に補足資料等があれば一緒に）を事務局宛に郵送し、同時に電子メールで、ＰＤＦに保存したものを送付します。

また、貴財団のホームページ公表のための資料として、下記の３、４、５の概要を電子メールで合わせて送付します。

記

１ 研究の課題名

２ 研究の期間　　年４月１日～　　年　月　　日

３ 研究結果

４　研究の具体的な実施内容

５　研究結果の活用

6　助成金の支出内訳

経費の種類	助成金支出額(円)	支 出 の 内 訳 ・ 主 要 な 品 目
① 謝金		
② 旅費		
③ 印刷費		
④ 通信運搬費		
⑤ 消耗品費		
⑥ 会議費		
⑦ 賃金		
⑧ その他研究計画の遂行に必要な経費		
合　　計		

7　助成金精算報告

助成金の交付額（円）		助成金の支出額（円）		精算額（円）
	－		＝	

〔注１〕記７の「助成金の交付額」の欄には財団が交付した助成金の額を、「助成金の支出額」の欄には助成金の額のうち実際に支出した額を、それぞれ記入してください。

〔注２〕精算額は、当財団に返還してください。

〔注３〕人件費、当該調査研究以外に転用可能な設備若しくは機器の購入又は製造の経費及び研究計画の遂行中に生じた事故又は災害の処理のための経費は助成金から支出できません。

〔注４〕領収書のコピーを添付してください。領収書の入手が困難な場合は、その使用目的と内容を具体的かつ明確に記述した書面を添付してください。

（様式第６号）

年度 労働衛生研究計画変更届

年　月　日

公益財団法人 酒井ＣＨＳ振興財団
理 事 長　　村木　厚子　殿

研究者氏名　　㊞

年　月　日付け酒振発第　　号「労働衛生研究助成決定通知書」に係る下記１の研究につきましては、下記２の事由により計画の変更をしたいので提出します。

記

１ 研究の課題名

２ 計画の変更事由

３ 変更後の研究の期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

４ 変更後の研究計画の概要……別紙１のとおり。

５ 変更後の研究助成金申請額　　円……別紙２のとおり。

６ 計画の変更に伴う助成金、研究の報告の取扱い等に関する希望

別紙１　変更後の研究計画の概要

(1)　変更後の研究の内容と方法

(2)　期待される成果

別紙２　変更後の研究助成金の申請額の内訳

経 費 の 種 類	申請額（円）	積 算 の 内 訳 （品 目、単価、員数等）
① 謝金		
② 旅費		
③ 印刷費		
④ 通信運搬費		
⑤ 消耗品費		
⑥ 会議費		
⑦ 賃金（アルバイト等に係るものに限る）		
⑧ その他研究計画の遂行に必要な経費		
合　　計		

〔注１〕人件費、当該研究以外に転用可能な設備若しくは機器の購入又は製造の経費及び研究計画の遂行中に生じた事故又は災害の処理のための経費は助成金から支出できません。

〔注２〕計画変更後の申請額が「労働衛生研究助成決定通知書」に記載の助成金の額より少なくなるときは、差額を返還してください。

（様式第７号）

酒振発　第　　号
年　　月　　日

申請者
様

公益財団法人　酒井CHS振興財団
理事長　氏　　名

年度　労働衛生研究助成計画変更承認通知書

先般貴殿より提出されました「　　年度　労働衛生研究助成計画変更届」に係る下記１の研究については、下記２以下の条件により計画変更を承認します。

記

１　研究の課題名

２　助成金の額　　円

３　研究の対象期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

４　研究の内容
先般提出された計画変更届の「４　変更後の研究計画の概要」記載の内容となります。

５　報告書の提出期限
「労働衛生研究実績報告書」（規程様式第5号）の提出期限は、研究が終了した日から１か月以内又は　　年４月２０日までのいずれか早い日とします。

（様式第８号）

酒振発　第　号
年　月　日

研究者氏名　様

公益財団法人　酒井CHS振興財団
理事長　氏　　名

年度　労働衛生研究助成決定取消し通知書

貴殿より申請された「　　研究」について、研究助成を決定しているところでありますが、下記の理由により当該研究助成の【全て　又は　一部】を取消すこととし、通知します。

記

（１　当財団の労働衛生研究助成事業規程（以下「規程」という。）第１５条第１項第１号に基づき必要があると認められた。）

（又は）

（１　規程同条同項第２号に定める事態が認められた。）

（様式第９号）

年度 労働衛生研究中間報告書

年　　月　　日

公益財団法人 酒井ＣＨＳ振興財団
理 事 長　　村木　厚子　殿

研究者氏名　　㊞

年度労働衛生研究の中間結果を下記のとおり報告します。

なお、記載、押印した中間報告書の原本一式（他に補足資料等があれば一緒に）を事務局宛に郵送し、同時に電子メールで、ＰＤＦに保存したものを送付します。

記

１ 研究の課題名

２ 報告対象期間　　年４月１日～　　年１２月３１日
（注：提出期限は１年目の１月末日とします）

３ 研究の経過及び今後の見通し・・・・・別紙のとおり。

４ 助成金の支出状況内訳

経費の種類	助成金支出額(円)	支 出 の 内 訳 ・ 主 要 な 品 目
① 謝金		
② 旅費		
③ 印刷費		
④ 通信運搬費		
⑤ 消耗品費		
⑥ 会議費		
⑦ 賃金		
⑧ その他研究計画の遂行に必要な経費		
合　　計		

５　助成金支出状況報告

助成金の交付額（円）		助成金の支出額（円）		残額（円）
	－		＝	

〔注１〕記７の「助成金の交付額」の欄には財団が交付した助成金の額を、「助成金の支出額」の欄には助成金の額のうち実際に支出した額を、それぞれ記入してください。

〔注２〕人件費、当該調査研究以外に転用可能な設備若しくは機器の購入又は製造の経費及び研究計画の遂行中に生じた事故又は災害の処理のための経費は助成金から支出できません。

〔注３〕領収書のコピーを添付してください。領収書の入手が困難な場合は、その使用目的と内容を具体的かつ明確に記述した書面を添付してください。